

体験入学規程

体験入学は、通常、日本の学校に通う児童生徒、または、現地校に通う児童生徒で、将来、本校に入学予定があり、事前に学校の状況を体験するため、または、本校への入学を希望、検討していて、本校での学校生活が円滑に行えるかを確認するために、ある一定の期間、本校に通うことができるようにするためのものである。

所定の授業料を納めて、授業を受けることはできるが、成績表をもらうことはできない。

1 体験入学の要件

以下の要件をすべて満たすことを条件とする。

- (1) 本校の教育方針に従うこと。
- (2) 日本語による指導が理解できること。
- (3) 教科書や教材等、必要な学習用具は、学校の指示に従って購入すること。
(教科書が異なる場合があっても、体験入学の場合、支給できない。)
- (4) 現にアグアスカリエンテス日本人学校に在籍している児童・生徒の学習環境に悪影響を与えないこと。
- (5) 学校でけがや事故が発生した場合、保護者の責任で対応すること。
- (6) 児童生徒の通学については、保護者の責任で手配すること。

いったん体験入学を許可した児童生徒であっても、この要件を満たさないと学校長が判断した場合は許可を取り消すことがある。

2 受け入れについて

- (1) 体験入学希望者及びその保護者と学校が面談し、学校長が決定する。
- (2) 体験入学する学年については、学校の面接に基づき、これを決定する。

3 期 間

20授業日以内で、最低1週間とし、その後、1週間を単位とする。また、1回に限り、1日体験入学（授業料免除）も可とする。

4 国 籍

問わない。

5 手続き

- (1) 体験入学決定後、「体験入学申請書及び誓約書」を提出する。
- (2) 体験入学の期間に合わせて、授業料は前払いとする。（登校日が、何らかの理由で予定期間に満たなかった場合でも、返金はしない。）

(3) 体験入学終了後、教材費の実費を徴収する。

6 授業料等

その年の授業料をもとに算定する。

令和8年度	小学部	5000ペソ/月	体験入学	1500ペソ/週
	中学部	5100ペソ/月	〃	1530ペソ/週

※ 月額×12か月÷200日×5日で算定。

ほか体験入学期間中にかかる教材費を徴収する。

※ 体験入学が1日の場合は、授業料は徴収しない。

7 その他

(1) 本校における体験入学とは、正式な入学とは違い、希望する児童・生徒がアグアスカリエンテス日本人学校に在籍することなく、アグアスカリエンテス日本人学校の教育課程の一部を体験するという制度である。従って、

- ① 出席証明書以外、在籍証明等の書類は発行しない。
- ② 体験入学者に対する特別な学習指導は行わない。
- ③ 傷害保険関係については、現に在籍している児童・生徒が加入している保険には加入できないため、保護者の責任においてかけるようにする。

(2) 本校への編入学を検討中で、体験入学を希望する場合は、学校が指定する期間内の1日に限り、授業料免除で体験入学をすることができる。

8 この規程は、アグアスカリエンテス日本人学校理事会で決定し、即日施行する。

9 この規程は、2024（令和6）年2月1日より実施する。

EJA-A007

アグアスカリエンテス日本人学校体験入学規程

N	2024. 1. 29	新規発行	西村	新保
変番	制定・改正年月日	記事	承認	作成